

弘前労働基準監督署発表
令和7年3月4日（火）

令和7年3月4日
【照会先】
弘前労働基準監督署
署長 山脇 雅史
○監督課長 武田 壘
(電話) 0172-33-6411

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～ 墜落防止措置を講じていなかった疑い～

弘前労働基準監督署（署長 山脇 雅史）は、本日、株式会社ナカムラ及び同社の取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで青森地方検察庁弘前支部に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年5月2日、青森県弘前市大字高杉字山下に所在する株式会社ナカムラの農園内において、労働者が樹木の枝の剪定作業を行う際、農用作業車の作業床の端部に墜落防止措置を講じていなかった疑い。

1 被疑者

(1) 株式会社ナカムラ（かぶしきがいしやなかむら）

本社所在地：弘前市大字高田

事業内容：農業

(2) 取締役 A（以下、「被疑者 A」という。）

2 違反条文

被疑者株式会社ナカムラ、被疑者 A とともに、労働安全衛生法違反

同法第 2 1 条第 2 項（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第 5 1 9 条第 2 項（開口部等の囲い等）

同法第 1 1 9 条第 1 号（罰則）

同法第 1 2 2 条（両罰規定）

3 災害の内容

令和6年5月2日、青森県弘前市大字高杉字山下に所在する株式会社ナカムラのりんご農園内において、作業床の地面からの高さを約3メートルまで上昇させた農用作業車の作業床の端部に立ってチェーンソーを用いてりんごの樹以外の樹木の剪定作業を行っていたところ、労働者 B が当該農用作業車の作業床の端部から墜落する災害が発生しました。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートルを超える作業床の端部で墜落のおそれのある時は、囲い、覆い等を設けること、当該囲い、覆い等を設けることが著しく困難であるときは労働者に要求性能墜落制止用器具（安全带）を使用させるなどの措置を講じ、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと規定されていますが、災害発生当時、農用作業車の作業床の端部に墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

【参照条文】

○労働安全衛生法

（使用者の講ずべき措置等）

第二十一条第二項

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（第一項 略）

（罰則）

第百十九条

次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項（第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

（第2号～第4号 略）

第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

（開口部等の囲い等）

第五百十九条第一項

事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等（以下この条において「囲い等」という。）を設けなければならない。

第五百十九条第二項

事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。